

光市民間提案制度「広告提案型」 募集要項



令和 7 年 4 月
光市政策企画部行政経営室

～ 目 次 ～

第 1	はじめに	．．．P	1
1	民間提案制度「広告提案型」とは	．．．P	1
2	民間提案制度「広告提案型」実施の背景	．．．P	1
第 2	提案の募集	．．．P	2
1	対象となる提案	．．．P	2
2	対象としない提案	．．．P	2
3	募集する提案の区分	．．．P	3
4	参加資格要件	．．．P	4
第 3	提案の手続	．．．P	5
1	手続の概要	．．．P	5
2	事前相談の実施	．．．P	6
3	提案書の提出	．．．P	7
4	提案審査	．．．P	8
5	詳細協議及び契約の締結	．．．P	8
第 4	その他	．．．P	10
1	その他	．．．P	10
2	問い合わせ先・提出先	．．．P	10

第 1 はじめに

1 民間提案制度「広告提案型」とは

民間提案制度は、行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、市が実施する事業に対し、民間事業者が持つアイデアやノウハウが盛り込まれた、市民サービスの向上や業務効率化に繋がる提案を公募する制度です。

「広告提案型」とは、民間事業者から本市が保有する財産を用いた広告事業に係る提案を公募する募集区分です。

2 民間提案制度「広告提案型」実施の背景

光市では案内板や市ホームページへの広告掲載等により市有財産の有効活用と自主財源の確保に取り組んできましたが、急激な人口減少や少子高齢化の進展等による市税の減少、介護・医療など社会保障費の増加、公共施設やインフラの老朽化等、今後も厳しい財政運営が見込まれる中、市民サービスを継続的に行っていくため、民間事業者の活力を活用した、さらなる取り組みが必要となります。

こうした中、光市では、令和4年3月に策定した「光市行財政構造改革推進プラン」において、「戦略的で長期的な行政経営の視点による取組」や「前例や既存の概念にとらわれない柔軟な発想による行財政改革の取組」など、変化に対して果敢に挑戦することとし、その新たな取組の一つとして、民間提案制度「広告提案型」を実施することとしました。

第2 提案の募集

1 対象となる提案

原則以下のとおりとします。

- (1) 提案者自らが実施主体となって広告掲載を行い、本市の財源確保や市民サービス向上に繋がる提案

※財源確保は、金銭による収入に限定せず、役務の提供、物品の提供等、費用削減に繋がるものも含まれます。

- (2) 本市が保有する財産（土地、施設、物品等）又は提案者が新たに提供する物品等に広告を掲載する提案

- (3) 本市に費用負担（契約終了又は契約解除に伴う原状回復費用を含む。）や大きな事務負担が生じない提案

※ただし、費用負担が生じても、財源確保等による効果が大きく、実質的に市の負担が生じない場合は除きます。

2 対象としない提案

- (1) 既に本市が実施している広告事業について、広告料の引き上げ等により、単に事業相手方となろうとする提案
- (2) 法令等に抵触する提案
- (3) ネーミングライツに係る提案

3 募集する提案の区分

次に掲げる区分により募集を行います。

区分	内容
広告提案 フリー型	【企業による自由な広告事業の提案】 本市が保有する財産（土地、施設、物品等）又は提案者が新たに提供する物品等に広告を掲載する提案
広告提案 テーマ型	【市がテーマとして設定した財産に対する広告事業の提案】 テーマの詳細は「広告提案テーマ型」提案募集シートを参照のこと

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

ア 提案者は、提案内容の実施主体となる意思と能力（資格）を有する企業とします。

提案事業の実施主体となる意思がなく、本市や第三者が企画を実現することを期待するだけの提案は行うことができません。

イ 広告代理店による提案も可能とします。

ウ グループ（複数の企業の共同体）による提案も可能とします。その場合は、提案資料において、提案者の代表及び構成員を明らかにすることとします。

(2) 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するもの

イ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしているもの

ウ 光市から指名停止を受けているもの

エ 指定暴力団の構成員又は暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

オ 国税及び地方税を滞納しているもの

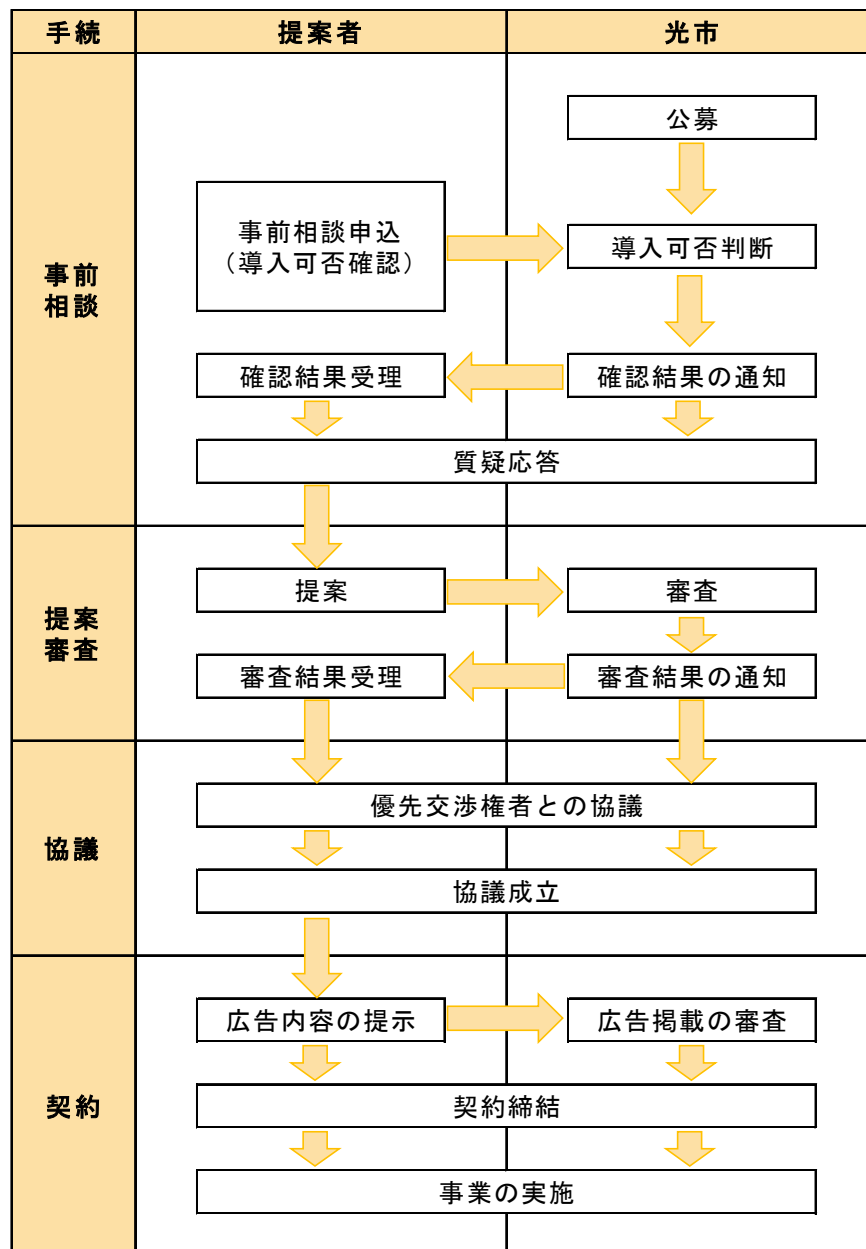
カ 宗教活動又は政治活動を目的としているもの

キ その他、広告事業の契約の相手方として適当でないもの

第3 提案の手続

1 手続の概要

本制度における提案受付、審査等の流れは次のとおりです。



※予算措置を伴う場合は、議会の承認が必要となります。

2 事前相談の実施

提案の前に、提案を検討している者と意思疎通を図り、具体的な提案内容の確認をすることで、事前に導入の可否等の判断を行い、円滑な提案の受け付けに繋げるため、次のとおり事前相談を実施します。

(1) 申込期間

区分	内容
広告提案 フリー型	毎年5月1日から6月30日まで
広告提案 テーマ型	「広告提案テーマ型」提案募集シート 5 (1) 事前相談申込期間

(2) 申込方法

別紙「様式第1号 事前相談申込書」に必要事項を記入の上、以下の申込先に電子メールによりデータで提出（紙での提出は不要）してください。

区分	内容
広告提案 フリー型	行政経営室 （「第4 2 問い合わせ先・提出先」）
広告提案 テーマ型	テーマ所管課 （「広告提案テーマ型」提案募集シート 6 事前相談申し込み先・問い合わせ先）

(3) 留意事項

- ア 事前相談は、アイデア段階の提案ベースで行うものと想定しており、相談時点で、市に提案書を提出する必要はありません。
- イ 民間提案制度は、民間事業者の主体的な発意によって提案いただく制度であることから、事前相談において、市が主体的にアイデアを出すことはありません。
- ウ 事前相談は市と提案検討者で個別に非公開で行います。アイデアやノウハウは保護の上、厳重に管理します。
- エ 申込件数等の事前相談状況を公表する場合がありますが、事前相談参加者や相談内容等の情報は公表しません。
- オ 提案を予定している施設等への見学を希望する場合は、行政経営室にご連絡ください。

3 提案書の提出

(1) 提出書類

提案者は以下の書類を提出してください。

※事前相談を実施せずに作成した提案書は、提出することができません。

様式第2号 提案提出書
様式第3号 誓約書 <u>※光市に本社・支店等がない場合は、本社所在地に係る市町村税の未納及び滞納がないことの証明書（発行後3箇月以内）を添付</u>
様式第4号 提案企業調書
様式第5号 提案書（広告提案フリー型・広告提案テーマ型） ----- （様式第5号の添付書類） ・提案事業の詳細資料

(2) 提出方法

(1)の提出書類を、行政経営室（「第4 2 問い合わせ先・提出先」）に
電子メールによりデータで提出（紙での提出は不要）してください。

(3) 提出期間

区分	内容
広告提案 フリー型	毎年7月1日から7月31日まで
広告提案 テーマ型	「広告提案テーマ型」提案募集シート 5 (2) 提案書提出期間

(4) 提出書類の取扱い

ア 提案者は、市が設置する審査会や事業化の検討における提出書類の利用及び市
ホームページにおける事業名称の公表に同意することとします。

イ 提案書類は、本制度に係る審査以外の目的で使用しません。

ウ 提案書類の作成や提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

4 提案審査

(1) 審査（事務局による審査）

提出された書類に基づき、「第2 1 対象となる提案」及び「第2 4 参加資格要件」に規定する内容を満たしているかを事務局において審査します。これら要件を満たしている場合は、市が設置する審査委員会における審査を実施します。

(2) 審査（審査委員会による審査）

ア 提案の審査に当たっては、提案書に基づいて審査します。原則、書面審査とします。

イ 提案の採用は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決めるもので、事業化を決定するものではありません。

ウ 事業化に適さないと判断した提案、現時点で実現困難な提案、本制度で事業者を選定することが不適当と判断した提案等を不採用とします。

エ 審査委員会は、政策企画部長、事業関係部次長、行政経営室長、財政課長、事業関係課長で構成します。

(3) 審査項目

審査委員会においては、次の項目に着目して審査を実施します。

項目		観点	配点
1	適格性	・契約者としてふさわしいか。 ・経営状況は安定しているか。 ・地域との関係性は良好か。	3 0
2	実現性	・関係法令、市民の理解、市のリスク等支障となる事項はないか。 ・実現可能な提案か。	1 0
3	費用効果	・効果的な歳入確保又は歳出削減に繋がる提案となっているか。 ・市場価格と比較して著しく乖離のある内容となっていないか。	5 0
4	公益性	・市民サービスの向上に繋がる提案か。 ・市民サービスの低下に繋がらない提案か。	1 0

※同一の資産、提供物品等に係る提案があった場合は、審査における合計点が最も高い提案を採用します。また、同点の場合は、費用効果の点数が高い提案を採用します。

※いずれかの項目について0点の採点がされた場合は、不採用とします。

(4) スケジュール

区分	内容
広告提案 フリー型	毎年8月（予定）
広告提案 テーマ型	「広告提案テーマ型」提案募集シート 5 (3) 提案審査

(5) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知します。

なお、審査（採否）の区分は、次のとおりとします。

区分	説明
採用	詳細協議の対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの
不採用	事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難なもの、民間提案制度によって事業者を選出することが困難なもの等

(6) その他

ア 提案者が1者の場合においても、審査を実施します。

イ プレゼンテーションは行いませんが、提出された書類の内容確認のため、必要に応じてヒアリング（聞き取り調査）を行う場合があります。

ウ 提案件数、採用件数及び採用された提案の事業名称と事業者名称を、市ホームページで公表します。

エ 審査内容については公表いたしません。

オ 結果に対する異議申立ては、一切受け付けません。

5 詳細協議及び契約の締結

(1) 詳細協議

ア 市と提案内容が採用された者（以下「交渉権者」という。）は、提案内容の事業化に向けて、誠実に協議します。

イ 協議の結果、合意に至らなかった場合は、提案は事業化されません。

ウ 交渉権者が協議に要した費用やリスク等について市は責任を負いません。

エ 協議の成立後、市の事業として立案した書類の著作権は市に帰属し、情報公開請求等があった場合には、非公開とできる部分を除き、原則公開します。

(2) 契約の締結

交渉権者と光市は、詳細協議成立後、提案事業の実施について契約を締結しま

す。なお、契約については、原則新たな財政負担を伴わないことが前提であり、独自性があり新たな工夫でコストカットに繋がる提案を受け、契約の相手方となる候補者を選定することから、地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当するものとして原則随意契約とします。

※契約の締結までに、交渉権者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

(3) スケジュール

区分	内容
広告提案 フリー型	毎年9月以降（予定）
広告提案 テーマ型	「広告提案テーマ型」提案募集シート 5 (4) 詳細協議、契約の締結

(4) 契約期間

契約期間は3年間を基本とし、個別の提案内容及び広告媒体の性質を踏まえ決定します。なお、他者から現契約と比較し特に優れた提案がなく、現契約者が契約の更新を希望する場合、優先交渉権は現契約者にあります。

また、契約者が契約の義務を履行しないとき、又は本市が施設の統廃合、用途の変更等をするときは、契約期間内であっても契約を取り消す場合があります。なお、当該契約の取り消しによって生じた損害については、本市はその補償を行わないものとし、当該契約の取り消しを受けた施設については速やかに現状復帰の上、明け渡していただきます。

(5) 広告内容の審査

掲載する広告については、光市有料広告掲載取扱要綱、光市有料広告掲載基準及び個別要領に基づき、事前審査を行います。

(6) その他の申請

行政財産や普通財産を活用する事業の場合、各種申請や使用料、貸付料の納付が必要となります。

また、屋外に広告看板を設置する等の提案の場合、屋外広告物法、山口県屋外広告物条例等に基づく申請手続きや規制を求める場合があります。

第4 その他

1 その他

- (1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ア 本要項に定める手続を遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提案者は、提案書類の内容が、第三者の有する特許権等の知的財産権を侵害するものではないことを市に対して保証するものとします。
- (3) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、提案書提出時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。
- (4) 提出書類の提出後、提案募集への参加を辞退される場合は、「様式第6号 参加辞退届」を提出してください。
- (5) 本要項に記載されていない事項及び想定されていない事態が発生した場合に
は、市と別途協議を行うものとします。

2 問い合わせ先・提出先

- 部署 光市政策企画部行政経営室
- 住所 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号
- 電話 0833-72-1415
- E-mail gyouseikeiei@city.hikari.lg.jp
- 市ホームページ <https://www.city.hikari.lg.jp>